

第15回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和5年8月1日（火）午前10時
- 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 3 議 案
 - 第47号議案 在外選挙人名簿の抹消について
 - 第48号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について①
 - 第49号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について②
 - 第50号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について③
 - 第51号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について④
- 4 報 告 報告第22号 会議等の日程について
- 5 その他

第47号議案 在外選挙人名簿の抹消について

当区の在外選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び国内の区市町村の住民基本台帳に登録され4か月経過した者は公職選挙法第30条の1.1の規定により、在外選挙人名簿から抹消しなければならない。8月1日現在で4か月を経過する等、本日までの抹消者については次のとおりとする。

事 項		男	女	計
7月18日現在の登録者数		206	276	482
7月19日から8月1日までの抹消者数		3	4	7
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	0	0	0
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		0	0	0
8月1日現在の登録者数		203	272	475

抹消：ミャンマー1名、フランス1名、中華人民共和国1名、ブラジル1名
ベトナム1名、大韓民国1名、トルクメニスタン1名

資料3 ページ

- 第48号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について①

資料4～7 ページ

- 第49号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について②

資料8～12 ページ

第50号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について③

資料13～17ページ

第51号議案 足立区議会議員選挙の当選の効力に関する異議申出に対する決定について④

資料18～22ページ

報告第22号 会議等の日程について

資料23ページ

第47号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和5年8月1日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	42	72	114
ドイツ	12	24	36
大韓民国	7	25	32
英国 (イギリス)	8	16	24
オーストラリア	7	17	24
タイ	16	5	21
フランス	6	13	19
カナダ	4	15	19
ブラジル	11	7	18
中華人民共和国	8	9	17
シンガポール	7	8	15
フィリピン	9	3	12
台湾	8	3	11
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
インドネシア	3	3	6
イタリア		6	6
ベトナム	4	1	5
アラブ首長国連邦	3	2	5
マレーシア	3	2	5
ロシア	4		4
エクアドル	2	1	3
南アフリカ共和国	2	1	3
エストニア	1	2	3
チュニジア	1	2	3
トルコ	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
ガボン	1	1	2
コスタリカ	1	1	2
ニュージーランド	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
ミャンマー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
ギニア	1		1
グアテマラ	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チェコ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ベラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
モンゴル	1		1
ルクセンブルク	1		1
レバノン	1		1
ギリシャ		1	1
スペイン		1	1
スリランカ		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
ヨルダン		1	1
	203	272	475

決 定 書

異議申出人 井前 聖良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「法」という。）第206条第1項に基づき、令和5年5月26日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって申し出られた令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人太田せいいち氏（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙人は、引き続き東京都足立区に3箇月以上住居を有することが必要であるところ、住所とは民法にいう生活の本拠であって（民法第22条）、ただ足立区に住民票があるという形式的な手続きによって定まるものではない。住所認定にあたって最も重視されるべき事項は、起居、寝食、入浴、電気、水道の使用などの事実であり、足立区に生活の本拠がある事が疑わしい本件当選人は法第9条に違反している疑義が強く調査が必要と思料する。

以上の理由により本件当選人の当選を無効とすることを求める。

決 定 の 理 由

1 前提事実

- (1) 本件選挙には、定数45名に対し、申出人を含む64名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和5年5月14日に告示され、令和5年5月21日に執行された。同日に行われた開票の結果、選挙会は、本件当選人の得票数を4,141票（第21位）とし、当選人と決定した。

2 被選挙権の要件（法第9条第2項）について

法は、日本国民たる年齢満18年以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定し(法第9条第2項)、特別区にもこの規定が適用される(法第266条)。

法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている(最高裁判決平成9年8月25日判決)。

また、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起居していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

また、「引き続き3箇月以上」の期間は、民法(明治29年法律第89号)に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応当する日の前日に3箇月に達すると解されている。

よって、本件当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和5年2月21日から本件選挙の執行日である令和5年5月21日までの間、足立区内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

3 本件異議申出の受理及び職権による審理

令和5年6月1日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、本件当選人が本件異議申出の利害関係人であることから、法第216条第1項が準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第2項の規定により本件当選人を参加人として職権により審理に参加させ、本件当選人に対して証拠書類等の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて本件当選人に事実確認を行った。

当委員会は、令和5年8月1日、第15回足立区選挙管理委員会定例会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

4 当委員会の判断

当委員会は、本件当選人から収集した証拠書類及び聞き取りの内容を踏まえ、本件当選人の令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間の生活の本拠について、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、平成27年7月7日に足立区の現在住民票に登録されている住所（以下「現住所」という。）に転入し、以降住所の移動はない。

(2) 現住所の土地上の建物の所有状況

本件当選人は、現住所の土地上の建物を所有している。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

本件当選人は、現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者である。また、本件当選人の現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は次のとおりである。

ア 電気使用状況

使用時期	使用量 (kWh)
R5.1.5～5.2.2	494
R5.2.3～5.3.5、	357
R5.3.6～5.4.4	209
R5.4.5～5.5.2	221

イ ガス使用状況

使用時期	使用量 (立方メートル)
R5.2	32.5
R5.3	28.8
R5.4	24.6
R5.5	20.8

ウ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)
R5.1～5.2	56
R5.3～5.4	49
R5.5～5.6	51

以上より、令和5年2月頃から令和5年6月頃までの間、本件当選人が現住所において継続して電気、ガス及び水道を使用していた事実が認められる。なお、本件当選人には同居の家族がいるため、上記の電気、ガス及び水道の使用量のみをもって本件当選人の居住実態を直接に裏付けるものとはならないともいえる。しかし、本件当選人の証言からは、本件当選人が現住所以外に居所を有していたとは認められず、本件当選人の現住所における

居住を否定する事情は他に見当たらない。

(4) 当選人宛の郵便物について

本件当選人から提出された本件当選人宛ての郵便物について、その発送元に問い合わせ、当該郵便物が令和5年4月中に現住所宛てに発送されたものであったことを確認した。

(5) 小括

以上のとおり、本件当選人について、平成27年7月7日から足立区内に住民票上の住所を有し、現住所の建物を所有していることに加え、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を使用し、現住所で本件当選人宛ての郵便物を受け取っている事実が客観的に認められる。他方、本件当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、本件当選人は、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、引き続き3箇月以上、足立区の区域内に住所を有していたと認められる。

5 結論

以上からすれば、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

決 定 書

異議申出人 井前 聖良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「法」という。）第206条第1項に基づき、令和5年5月26日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって申し出られた令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人高橋まゆみ氏（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙人は、引き続き東京都足立区に3箇月以上住居を有することが必要であるところ、住所とは民法にいう生活の本拠であって（民法第22条）、ただ足立区に住民票があるという形式的な手続きによって定まるものではない。住所認定にあたって最も重視されるべき事項は、起居、寝食、入浴、電気、水道の使用などの事実であり、足立区に生活の本拠がある事が疑わしい本件当選人は法第9条に違反している疑義が強く調査が必要と思料する。

以上の理由により本件当選人の当選を無効とすることを求める。

決 定 の 理 由

1 前提事実

- (1) 本件選挙には、定数45名に対し、申出人を含む64名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和5年5月14日に告示され、令和5年5月21日に執行された。同日に行われた開票の結果、選挙会は、本件当選人の得票数を4,501票（第16位）とし、当選人と決定した。

2 被選挙権の要件（法第9条第2項）について

法は、日本国民たる年齢満18年以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定し（法第9条第2項）、特別区にもこの規定が適用される（法第266条）。

法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている（最高裁判決平成9年8月25日判決）。

また、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

また、「引き続き3箇月以上」の期間は、民法（明治29年法律第89号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応当する日の前日に3箇月に達すると解されている。

よって、本件当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和5年2月21日から本件選挙の執行日である令和5年5月21日までの間、足立区内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

3 本件異議申出の受理及び職権による審理

令和5年6月1日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、本件当選人が本件異議申出の利害関係人であることから、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により本件当選人を参加人として職権により審理に参加させ、本件当選人に対して証拠書類等の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて本件当選人に事実確認を行った。

当委員会は、令和5年8月1日、第15回足立区選挙管理委員会定例会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

4 当委員会の判断

当委員会は、本件当選人から収集した証拠書類及び聞き取りの内容を踏まえ、本件当選人の令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間の生活の本拠について、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、平成29年4月18日に足立区に転入し、以降住所の移動はない。また、本件当選人は、平成30年7月31日に運転免許証の交付を受けており、当該運転免許証に記載された住所は現住所であって、交付後の住所の変更はなかった。

(2) 現住所の土地上の建物の所有状況

本件当選人の配偶者が現住所の土地上の建物を所有している。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

本件当選人の配偶者が現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者である。本件当選人の現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は次のとおりである。

ア 電気使用状況

使用時期	使用量 (kWh)
R5.1.18～5.2.17	901
R5.2.18～5.3.17	706
R5.3.18～5.4.17	679
R5.4.18～5.5.17	609

イ ガス使用状況

使用時期	使用量 (立方メートル)
R5.2	110
R5.3	97
R5.4	57
R5.5	72

ウ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)
R4.12.15～5.2.14	54
R5.2.15～5.4.13	57
R5.4.14～5.6.14	68

以上より、令和5年2月頃から令和5年6月頃までの間、本件当選人が現住所において継続して電気、ガス及び水道を使用していた事実が認めら

れる。なお、本件当選人には同居の家族がいるため、上記の電気、ガス及び水道の使用量のみをもって本件当選人の居住実態を直接に裏付けるものとはならないともいえる。しかし、本件当選人の証言からは、本件当選人が現住所以外に居所を有していたとは認められず、本件当選人の現住所における居住を否定する事情は他に見当たらない。

(4) 日用品等の購入について

本件当選人が提出した証拠書類から、本件当選人が令和5年2月頃から令和5年5月頃までの間に複数回にわたって足立区内の店舗で日用品等を購入していたことが確認された。

(5) 小括

以上のとおり、本件当選人について、平成29年4月18日から足立区内に住民票上の住所を有し、同人の配偶者が現住所の建物を所有していることに加え、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を使用し、足立区内の店舗で複数回にわたって日用品等を購入している事実が客観的に認められる。他方、本件当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、本件当選人は、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、引き続き3箇月以上、足立区の区域内に住所を有していたと認められる。

5 結論

以上からすれば、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会

委員長 鴨 下 稔

決 定 書

異議申出人 井前 聖良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「法」という。）第206条第1項に基づき、令和5年5月26日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって申し出られた令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人富田けんたろう氏（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙人は、引き続き東京都足立区に3箇月以上住居を有することが必要であるところ、住所とは民法にいう生活の本拠であって（民法第22条）、ただ足立区に住民票があるという形式的な手続きによって定まるものではない。住所認定にあたって最も重視されるべき事項は、起居、寝食、入浴、電気、水道の使用などの事実であり、足立区に生活の本拠がある事が疑わしい本件当選人は法第9条に違反している疑義が強く調査が必要と思料する。

以上の理由により本件当選人の当選を無効とすることを求める。

決 定 の 理 由

1 前提事実

- (1) 本件選挙には、定数45名に対し、申出人を含む64名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和5年5月14日に告示され、令和5年5月21日に執行された。同日に行われた開票の結果、選挙会は、当選人の得票数を5,968票（第4位）とし、当選人と決定した。

2 被選挙権の要件（法第9条第2項）について

法は、日本国民たる年齢満18年以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定し（法第9条第2項）、特別区にもこの規定が適用される（法第266条）。

法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている（最高裁判決平成9年8月25日判決）。

また、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

また、「引き続き3箇月以上」の期間は、民法（明治29年法律第89号）に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応当する日の前日に3箇月に達すると解されている。

よって、本件当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和5年2月21日から本件選挙の執行日である令和5年5月21日までの間、足立区内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

3 本件異議申出の受理及び職権による審理

令和5年6月1日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、本件当選人が本件異議申出の利害関係人であることから、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により本件当選人を参加人として職権により審理に参加させ、本件当選人に対して証拠書類等の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて本件当選人に事実確認を行った。

当委員会は、令和5年8月1日、第15回足立区選挙管理委員会定例会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

4 当委員会の判断

当委員会は、本件当選人から収集した証拠書類及び聞き取りの内容を踏まえ、本件当選人の令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間の生活の本拠について、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、令和元年5月21日に足立区に転入し、令和5年2月26日に現在住民票に登録されている住所（以下「現住所」という。）へ転居し、現在に至るまで継続して現住所を住民票上の住所としている。また、本件当選人は、令和5年3月3日に運転免許証の住所を現住所に変更する届出をしている。

(2) 現住所の土地上の建物の居住状況

本件当選人が、現住所の土地上の建物を賃貸する契約を締結していること、この賃貸借契約の賃貸期間が令和5年2月25日からの2年間であることを本件当選人が提出した建物賃貸借契約書により確認した。

(3) 令和5年2月25日以前の住所の土地上の建物の居住状況

本件当選人からの聴き取りにより、本件当選人が令和元年5月21日から令和5年2月25日まで住民票上の住所（以下「前住所」という。）としていた土地上の建物が、本件当選人が当時の勤務していた企業の社員寮（以下「本件社員寮」という。）であったこと、本件当選人が令和5年2月26日に本件社員寮を退寮したことを確認した。なお、本件社員寮は足立区内に所在している。

また、本件社員寮の寮長に対する聴き取りにより、本件当選人が令和5年2月21日から令和5年2月26日に退寮するまで本件社員寮で起臥していたことを確認した。当委員会は、この聴き取りに際して当該寮長からの宣誓書を得て、聴き取り内容を聴取記録書により記録化した。

(4) 電気、ガス及び水道の使用状況

令和5年2月21日から令和5年2月25日までの間、本件当選人は本件社員寮を前住所としており、本件当選人の証言では、本件社員寮の電気、ガス及び水道の使用量を本件社員寮全体でメーター管理をしているため、本件当選人の使用量のみを抽出して証拠書類として提出することが困難であるとのことだった。

他方、(3)に前述したとおり、本件当選人が令和5年2月21日から令和5年2月25日まで本件社員寮に起臥していたことは寮長への聴き取りにより確認できており、本件当選人の証言からも同人が前住所以外に居所を有していたとは認められず、この間の本件当選人の前住所における居住を否定する事情は他に見当たらない。

次に、本件当選人は、令和5年2月25日に現住所の建物の賃貸を開始し、現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者である。本件当選人の現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は次のとおりである。

ア 電気使用状況

使用時期	使用量 (kWh)
R5. 2. 25～5. 3. 12	5 2
R5. 3. 13～5. 4. 12	8 8
R5. 4. 13～5. 5. 12	4 9
R5. 5. 13～5. 6. 12	4 6

イ ガス使用状況

使用時期	使用量 (立方メートル)
R5. 2. 25～5. 3. 15	8
R5. 3. 16～5. 4. 14	6
R5. 4. 15～5. 5. 17	1 0
R5. 5. 18～5. 6. 14	6

ウ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)
R5. 2. 25～5. 3. 1	0
R5. 3. 2～5. 4. 30	1 0

以上より、電気に関しては令和5年2月25日から令和5年6月12日まで、ガスに関しては令和5年2月25日から令和5年6月14日まで、水道に関しては令和5年3月2日から令和5年4月30日までの間、本件当選人が現住所において継続してこれらを使用していた事実が認められる。

他方、本件当選人から提出された証拠書類では、水道の令和5年2月25日から令和5年3月1日までの使用量を確認することができない。しかし、本件当選人からの聴き取りによれば、本件当選人は単身者であり、日中は政治活動のため現住所の居室を留守にすることが多かったとのことであった。また、東京都水道局足立営業所に確認したところ、水道使用量が1立方メートルに満たない場合には検針票に0立方メートルと記載されることを確認した。

また、本件当選人の証言からは、本件当選人が現住所以外に居所を有していたとは認められず、本件当選人の現住所における居住を否定する事情は他に見当たらない。よって、この間に電気及び水道の使用実績を客観証拠により確認することができなかったとしても、このことのみをもって本件当選人の現住所での居住を否定することにはならない。

(5) 日用品等の購入について

本件当選人が提出した証拠書類から、令和5年2月中に本件当選人が前住所において郵便物を受取ったこと、また、令和5年2月頃から令和5年5月頃までの間に複数回にわたって足立区内の店舗で日用品等を購入していたことが確認された。

(6) 小括

以上のとおり、本件当選人について、令和元年5月21日から足立区内に住民票上の住所を有し、令和5年2月25日から現住所の建物を賃貸していることに加え、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、前住所又は現住所で電気、ガス及び水道を使用していたこと、足立区内の店舗で複数回にわたって日用品等を購入していたことが客観的に認められる。他方、本件当選人の前住所及び現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、本件当選人は、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、引き続き3箇月以上、足立区の区域内に住居を有していたと認められる。

5 結論

以上からすれば、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

決 定 書

異議申出人 井前 聖良

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、公職選挙法（昭和25年法律第100号、以下「法」という。）第206条第1項に基づき、令和5年5月26日付異議申出書（以下「本件異議申出書」という。）をもって申し出られた令和5年5月21日執行の足立区議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議（以下「本件異議申出」という。）について、足立区選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人野沢てつや氏（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とするとの決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙人は、引き続き東京都足立区に3箇月以上住居を有することが必要であるところ、住所とは民法にいう生活の本拠であって（民法第22条）、ただ足立区に住民票があるという形式的な手続きによって定まるものではない。住所認定にあたって最も重視されるべき事項は、起居、寝食、入浴、電気、水道の使用などの事実であり、足立区に生活の本拠がある事が疑わしい本件当選人は法第9条に違反している疑義が強く調査が必要と思料する。

以上の理由により本件当選人の当選を無効とすることを求める。

決 定 の 理 由

1 前提事実

- (1) 本件選挙には、定数45名に対し、申出人を含む64名が立候補した。
- (2) 本件選挙は、令和5年5月14日に告示され、令和5年5月21日に執行された。同日に行われた開票の結果、選挙会は、本件当選人の得票数を当選人の得票数を3, 810,499票（第27位）とし、当選人と決定した。

2 被選挙権の要件（法第9条第2項）について

法は、日本国民たる年齢満18年以上の者が「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことを市町村の議会議員の被選挙権の要件として規定し(法第9条第2項)、特別区にもこの規定が適用される(法第266条)。

法第9条第2項にいう「住所」とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解されている(最高裁判決平成9年8月25日判決)。

また、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると客観的に判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起居していることが客観的に認められることが必要であり、具体的には、炊事、入浴、洗濯、排せつ等の日常生活を営むために必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観証拠により確認できることが必要であるといえる。

また、「引き続き3箇月以上」の期間は、民法(明治29年法律第89号)に規定する期間計算の一般原則に基づき、住所を有するに至った日の翌日から起算し、3箇月目において起算日に応当する日の前日に3箇月に達すると解されている。

よって、本件当選人に被選挙権が認められるためには、少なくとも令和5年2月21日から本件選挙の執行日である令和5年5月21日までの間、足立区内の住所に生活の本拠たる実体を具備していたことが客観的に認められることが必要である。

3 本件異議申出の受理及び職権による審理

令和5年6月1日、当委員会は、本件異議申出書が形式的要件を備えた適法なものであると認め、これを受理した。

また、当委員会は、本件当選人が本件異議申出の利害関係人であることから、法第216条第1項が準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第2項の規定により本件当選人を参加人として職権により審理に参加させ、本件当選人に対して証拠書類等の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて本件当選人に事実確認を行った。

当委員会は、令和5年8月1日、第15回足立区選挙管理委員会定例会を開催し、本件異議申出について審理を行った。

4 当委員会の判断

当委員会は、本件当選人から収集した証拠書類及び聞き取りの内容を踏まえ、本件当選人の令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間の生活の本拠について、以下の事実を確認した。

(1) 住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、平成25年3月18日に足立区に転入し、令和4年7月29日に現在住民票に登録されている住所（以下「現住所」という。）へ転居し、現在に至るまで継続して現住所を住民票上の住所としている。また、本件当選人は、令和4年9月29日に運転免許証の本籍地変更及び住所変更の届出をしている。

(2) 現住所の土地上の建物の所有状況

本件当選人は、現住所の土地上の建物を所有している。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

本件当選人は、現住所の電気、ガス及び水道使用の契約者である。また、本件当選人の現住所における電気、ガス及び水道の使用状況は次のとおりである。

ア 電気使用状況

使用時期	使用量 (kWh)
R5. 1. 15～5. 2. 14	4 7 9
R5. 2. 15～5. 3. 14	3 9 0
R5. 3. 15～5. 4. 14	3 5 3
R5. 4. 15～5. 5. 14	2 6 6

イ ガス使用状況

使用時期	使用量 (立方メートル)
R5. 1. 12～5. 2. 6	3 0
R5. 2. 7～5. 3. 8	3 0
R5. 3. 9～5. 4. 7	3 2
R5. 4. 8～5. 5. 10	3 0
R5. 5. 11～5. 6. 7	2 4

ウ 水道使用状況

使用期間	使用量 (立方メートル)	水道料金(円)
R5. 1～5. 2	3 7	5, 2 0 9
R5. 3～5. 4	4 0	5, 6 3 2
R5. 5～5. 6	4 2	5, 9 9 0

以上より、令和5年2月頃から令和5年6月頃までの間、本件当選人が現住所において継続して電気、ガス及び水道を使用していた事実が認められ

る。なお、本件当選人には同居の家族がいるため、上記の電気、ガス及び水道の使用量のみをもって本件当選人の居住実態を直接に裏付けるものとはならないともいえる。しかし、本件当選人の証言からは、本件当選人が現住所以外に居所を有していたとは認められず、本件当選人の現住所における居住を否定する事情は他に見当たらない。

(4) 日用品等の購入について

本件当選人が提出した証拠書類から、本件当選人が令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間に複数回にわたって足立区内の店舗で日用品等を購入していたことが確認された。

(5) 小括

以上のとおり、本件当選人について、平成25年3月18日から足立区内に住民票上の住所を有し、現住所の建物を所有していることに加え、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を使用し、足立区内の店舗で複数回にわたって日用品等を購入している事実が客観的に認められる。他方、本件当選人の現住所における居住を否定するに足る特段の事情は見当たらない。

したがって、本件当選人は、令和5年2月21日から令和5年5月21日までの間、引き続き3箇月以上、足立区の区域内に住所を有していたと認められる。

5 結論

以上からすれば、本件選挙における本件当選人の当選を無効とするとの決定を求める本件異議申出には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

(教示)

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

これは謄本である。

令和5年8月1日

足立区選挙管理委員会
委員長 鴨 下 稔

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
8月1日(火)	午前10時	第15回定例会	選挙管理委員会室	全委員
8月15日(火)	午前10時	第16回定例会	選挙管理委員会室	全委員
9月1日(金)	午前10時	第17回定例会(定時登録)	選挙管理委員会室	全委員
9月14日(木)	午後2時	ポスターコンクール審査会	東京芸術センター	全委員
9月15日(金)	午前10時	第18回定例会	選挙管理委員会室	全委員
10月2日(月)	午前10時	第19回定例会	選挙管理委員会室	全委員
	午後2時	足立区功労者表彰式	西新井文化ホール	全委員
10月5日(木) ～6日(金)		全国市区選挙管理委員会連合会 理事会並びに研修会	富山国際会議場	全委員
10月16日(月)	午前10時	第20回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月1日(水)	午前10時	第21回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月15日(水)	午前10時	第22回定例会	選挙管理委員会室	全委員
11月22日(水)	午後4時	足立区職員永年勤続功労者感謝状贈呈 式	13階大会議室AB	全委員
12月1日(金)	午前10時	第23回定例会(定時登録)	選挙管理委員会室	全委員
12月15日(金)	午前10時	第24回定例会	選挙管理委員会室	全委員
12月21日(木)	午後2時 (午後0時45分集合)	全選連東京支部・特選連共催 委員・局長合同研修会	赤坂区民ホール	全委員
12月25日(月)	午前11時	選挙管理委員感謝状贈呈式	特別応接室	全委員
※以下は新委員のスケジュール				
12月28日(木)	午後3時	仕事納め式	未定	全委員
	午後3時45分	事務局仕事納め式	選挙管理委員会室	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※時間欄に集合場所の記載がないものは、委員長室集合です。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止関連で中止または出席がなくなった事業等は、取り消し
 線でお示ししています。